るときには、

新たに国民健康保険(以下、

「国保」)

国保の

は

以

は 14 退

日以内に町民税務課国保年金係へ届け出てください。

が必要です。

# マイナンバーカードの交付が 始まりました

芝山町でもマイナンバー(個人番号)カードの交付が始まりました。 の整った方から順次ご連絡のお手紙をお送りしております。申請された方で まだお手紙が届かない場合は、今しばらくお待ちください。

また、マイナンバーカードのお受け取りには期限を設けてありますが、期 限内に来庁できない方は戸籍係までご相談ください。



### 休日交付について

マイナンバーカードの交付を土・日曜日にも行いま す。平日に来庁が難しい方はぜひお越しください。

- **■開庁日** 3月12日生)、27日(日)
- ■受付時間 午前10時から午後3時
- ■受け取りに必要なもの
- ・マイナンバー通知カード(申請書から切り離した、 12桁のマイナンバーが記載されたもの)
- ・個人番号カード交付通知書(ご連絡に同封されたハ
- ・写真付本人確認書類 (運転免許証など)
- ・印鑑(ゴム印不可)

- ・住基カードをお持ちの方は個人番号カードと引き換 えとなりますので必ずお持ちください。
- ※代理人による受け取りは本人が入院中などで来庁が 困難な場合に限られ、仕事で忙しいなどを理由に代 理人への委任は行えません。この場合は医師の診断 書などが必要となりますので、詳しくは戸籍係へご 相談ください。

【注意】受け付けは個人番号カードに関するもののみ です。証明書の発行などは行えませんのでご了承くだ さい。必要書類がそろっていない場合は交付できませ んのでご注意ください。

# 住所の登録はお済みですか?

住民基本台帳(住民票)は、町民であることを公的 に証明するものです。住所の異動の際は期間内に届け 出てください。また、住所異動や戸籍の届け出を行う 際は、変更となる方全員の通知カード、マイナンバー カードまたは住基カードを戸籍係まで持参してくださ い。戸籍係にて住所や氏名などの個人情報の変更(追

#### マイナンバー総合フリーダイヤル 0570-20-0178 (無料)

平日午前9時30分~午後10時 土日祝午前9時30分 午後5時30分(年末年始12月29日~1月3日を除く) ※通知カード、個人番号カードに関することや、その 他マイナンバー制度に関することにお答えします。 ※音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報の メニューを選択してください。

# 個人番号カードによる 証明書コンビニ交付

マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付 サービスが開始されます。新たに住民票の記載事項証 明書も交付可能となるほか、セーブオンでの交付も開 始されます。証明書1通あたりの手数料も窓口に比べ 50円安くなるなど、便利でお得な証明書コンビニ交付 サービスをぜひご利用ください。

住基カードでのサービスも引き続きご利用いただけ

【ご利用に必要なカードおよび手続き】

ご利用にはマイナンバーカードまたは住基カードが必 要です。いずれも戸籍係にてお取り扱いしています。

カード種類	事前手続き
マイナンバーカード	利用者用電子証明書の登載
住基カード	コンビニ交付サービスの事前登録

※サービス開始日は、ホームページなどでお知らせい

	どんなとき	届け出に必要なもの	7
職場とき	易の保険をやめた	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書(離職票など) 世帯主および国保に加入する方の個人番号が分かるもの	1
職場たと	易の保険に加入し こき	印鑑・職場の保険証・国保の保険 証 世帯主および国保をやめる方の個 人番号が分かるもの	
そ	国保の被保険者が亡くなったとき	保険証・喪主の印鑑・喪主の通帳 葬儀の書類(会葬礼状または葬儀の 領収書)	7 7
の	住所・氏名など の変更があった とき	印鑑・保険証	7 3 3 4 7 1 3
他	保険証をなくしたとき	印鑑・身分を証明するもの 世帯主およびなくした方の個人番 号がわかるもの	

③初診日の前々月までに保険料を

相談ください

保険料の免除期間

態になっていること。

特例期間の

加入す

☎0570-05---ねんきんダイヤル おんきんダイヤル

直き

若年者納付猶予期間、

障害等級の1級または2級の状日)または20歳に達したときに

る場合がありますので、まずはご難しいときは免除制度を利用できくなる可能性があります。納付が

に症状が固定した場合

はその

した日、

または1

年

6カ月

保険料の未納期間があると

②障害の

原因となった病気やけが

各 2 4,

5 0

0 円

人目以降…各7

0

0 円 1人目・2人目::

による障害の程度が、

(初診日から1

年6

6カ月以内6カ月経過

して

いる方を除きます

※老齢基礎年金を繰

20歳前または 国民年金加入期間

60歳以上

65歳未満

内に住んで

いる方のみ)

 $\mathcal{O}$ 

あること。 の初診日が次の

保険証での受診はできません。○社会保険に加入した後に、国保でしまっても届け出は必要です。 が負担した医療費を返還してい受診してしまった場合は、国保

①障害の原因となっ

た病気や

11

ず

ń

かの

間に

1 級 ·

ます。  $\mathcal{O}$ 

■**支給要件** 

条件を満たしたとき

○国保税は、加入の届け出をした日ではなく、資格を得た日まで日ではなく、資格を得た日まで

○やめる届け出が遅れると、

税を二重に支払ってしまうこと

必ず事由が発生した日から14国保」)に加入するときややめ

ு 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

# **る年金額は変わります。** 障害基礎年金は、年金

障害基礎年金

障害がある方をサ ு 町民税務課 国保年金係 ☎7 - 3912

る年金です。 エデト。章髻の程度などによって、受け取れ年金加入者が病気やけがで障害を持ったと

2級・・・780,100円 受給者に生計を維持されている 受給者に生計を維持されている ※子とは、18歳になって最初の3 ※子とは、18歳になって最初の3 ※子とは、 子がいる場合は、

2 級

ある場合。また 近1年間に保 または20歳前に 0 未納がな

広報しばやま 4

します

5 2016. 3月号